

岐阜県公報

第二千七百五十八号
平成二十八年六月二十四日

(金曜日)

目次

告示

有害興行の指定	(私学振興・青少年課) 三九二 ^{ページ}
医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉国保課) 三九二
指定医療機関の名称の変更の届出	(同) 三九二
指定医療機関の廃止の届出	(同) 三九三
指定医療機関の休止の届出	(同) 三九三
介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定	(同) 三九三
指定介護機関の名称等の変更の届出	(同) 三九三
指定介護機関の廃止の届出	(同) 三九四
医療扶助及び医療支援給付のための施術担当機関の指定	(同) 三九五
総合特別区域法に基づく指定法人の指定	(航空宇宙産業課) 三九六
道路の区域変更	(道路維持課) 三九六
建築基準法に基づく道路の位置指定	(建築指導課) 三九七
選挙管理委員会告示	
個人演説会等を開催することができる施設の指定	(選挙管理委員会) 三九七
施設の長が不在者投票管理者となる名称の変更	(同) 三九八
公 示	
大規模小売店舗の変更の届出に関する件	(商業・金融課) 三九八
落札者等に関する公示	(美術館) 三九八
土地改良区役員の就任	(揖斐農林事務所) 三九九

土地改良区役員の退任及び就任
平成二十八年度岐阜県警察官A及び警察官B採用試験の実施

(中濃農林事務所) 三九九
(人事委員会) 四〇〇

告示

岐阜県告示第三百七十九号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十八年六月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種類	題名	等	配給会社	放映
映画	ドロドロの人妻たち	痴漢と不倫の果て	新日本	映画
映画	ザ・シニアSEX	新妻白肌いじり	新日本	映画
映画	失恋乱交	ツユだく姉妹どんぶり	オーピー	映画
映画	聖なるボイン	もみもみ懺悔室	オーピー	映画
映画	性悪の朝	止まらない淫夢	オーピー	映画
映画	悶える義妹(イモウト)	濃影の前で抱いて	オーピー	映画
映画	萌え盛るアイドル	エクスツアーで犯れ!	オーピー	映画
映画	痴女電車	さわらせたい女	新東宝	映画

2 指定年月日

平成28年6月24日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第三百八十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年六月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日

医療法人社団共寿会 下呂市萩原町古関八七三 一 平成二八・五・一

共寿在宅診療所 各務原市蘇原希望町一七一 同

木田医院ファミリーク リニック 大垣市清水町六七 平成二八・五・六

浅井耳鼻科クリニック

岐阜県告示第三百八十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年六月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

名 称 所 在 地 変 更 年 月 日

新 幸クリニック 多治見市幸町七 二八 一四 平成二七・一一・一

旧 水野内科

岐阜県告示第三百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を休止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年六月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
浅井耳鼻科クリニック	大垣市清水町二七	平成二八・五・五
木 田 医 院	各務原市那加東新町二一五〇	平成二八・四・三〇
医療法人社団 山王クリニック	高山市森下町一一二二七	同
関市国民健康保険上之保出張診療所	関市上之保一五〇八二	平成二八・三・三一
浪花薬品株式会社 浪花薬局	瑞浪市寺河戸町一一〇七三	同
ユタカ薬局羽島丸の内	羽島市竹鼻町丸の内七六〇	平成二八・四・三〇
ほづみ薬局	瑞穂市別府四〇八三	平成二八・三・三一

岐阜県告示第三百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

指 定 年 月 日

滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を休止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年六月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
今井田 医 院	羽島市正木町須賀小松四七	平成二八・二・一

岐阜県告示第三百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年六月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

社会福祉法人 井ノ口会

岐阜市奥二丁目一〇〇番地

通所介護

デイサービスセンター
いと大垣

大垣市北方町五丁目二番地一

平成二八・四・一

社会福祉法人 井ノ口会

岐阜市奥二丁目一〇〇番地

通所介護

デイサービスセンター
いと大垣

大垣市北方町五丁目二番地一

平成二八・四・一

有限会社 寺島薬局

岐阜市元住町八番地

居宅療養管理指導

寺島調剤薬局系貫店

本薬市仏生寺村東一三三

平成二八・五・一

有限会社 寺島薬局

岐阜市元住町八番地

介護予防居宅療養管理指導

寺島調剤薬局系貫店

本薬市仏生寺村東一三三

平成二八・五・一

社会福祉法人 サンシャイン福祉振興会

加茂郡白川町坂ノ東五五〇〇番地一

地域密着型介護老人福祉施設

特別養護老人ホームサンシヤイン美濃白川

加茂郡白川町坂ノ東五五〇〇番地一

平成二八・五・一

合資会社 中田薬店

高山市本町二丁目二番地

居宅療養管理指導

薬局

高山市国府町村山二五二

平成二八・五・一

合資会社 中田薬店

高山市本町二丁目二番地

介護予防居宅療養管理指導

薬局

高山市国府町村山二五二

平成二八・五・一

岐阜県告示第三百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

定介護機関からその名称等を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。
平成二十八年六月二十四日
岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

社会医療法人 蘇西厚生会

羽島郡笠松町泉町一

訪問看護

社会医療法人 蘇西厚生会
まつなみ訪問看護ステーション

新 羽島郡笠松町田代一八五番地一
旧 羽島郡笠松町泉町一三番地一
み住宅総合ケアセンター二階

平成二七・四・一

社会医療法人 蘇西厚生会

新 羽島郡笠松町田代
二五七番地の三
旧 羽島郡笠松町泉町
一一

訪問看護

社会医療法人 蘇西厚生会
まつなみ訪問看護ステーション

羽島郡笠松町田代一八
五番地一

平成二七・七・二七

飛 騨 市 長

飛騨市神岡町東町三七
八番地

居宅支援

新 飛騨市訪問看護ステーション
旧 神岡町訪問看護ステーション

飛騨市神岡町東町七二
五番地

平成一六・二・一

飛 騨 市 長

新 飛騨市古川町本町
二番二二二号
旧 飛騨市神岡町東町
三七八番地

居宅支援

飛騨市訪問看護ステーション

飛騨市神岡町東町七二
五番地

平成一六・二・一

新 飛騨市長 都竹 淳也
旧 飛騨市長 井上 久則

飛騨市古川町本町二番
二二二号

居宅支援

飛騨市訪問看護ステーション

飛騨市神岡町東町七二
五番地

平成一八・三・七

有限会社まるみ薬局

中津川市坂下八七二
一

居宅療養
管理指導

新 まるみはなの木薬局
旧 有限会社まるみ薬局

中津川市淀川町三
八
アピタ中津川店一F

平成二七・二・一

有限会社まるみ薬局

中津川市坂下八七二
一

介護予防
居宅療養
管理指導

新 まるみはなの木薬局
旧 有限会社まるみ薬局

中津川市淀川町三
八
アピタ中津川店一F

平成二七・二・一

新 株式会社 アルセ

中津川市坂下八七二
一

居宅療養
管理指導

まるみはなの木薬局

中津川市淀川町三
八
アピタ中津川店一F

平成二八・四・一

旧 株式会社 アルセ
旧 有限会社まるみ薬局

中津川市坂下八七二
一

介護予防
居宅療養
管理指導

まるみはなの木薬局

中津川市淀川町三
八
アピタ中津川店一F

平成二八・四・一

岐阜県告示第百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年六月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称
 居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地
 サービスの種類
 居宅介護事業所の名称
 居宅介護事業所の所在地
 廃止年月日

岐阜県告示第 308 号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施設を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年六月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

氏名	施設等の名称	施設所の所在地又は施術者の住所	指定期間
森 智弘	もりとも治療院	関市倉知一四四三	平成二八年四月一
井口 清彦	六甲鍼灸院・接骨院	大垣市本今三 一〇〇 二	平成二八年四月三
馬淵 剛	治療院ひまわり	大垣市荒尾町一八四八	平成二八年四月三

岐阜県告示第 308 号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十六条第一項に規定する指定法人として次のように指定したので、総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）第十七条第十項の規定により告示する。

居宅介護事業所等の名称
 居宅介護事業所の所在地
 廃止年月日

平成二十八年六月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

名称	主たる事業所の所在地	指定期間	指定有効期限
早川工業株式会社	各務原市須衛町二丁目四四六番地	平成二八年五月一	平成二九年三月三

岐阜県告示第 309 号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年六月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	瑞浪線 大野瀬線	瑞浪市稲津町小里字惣作一〇八一番六地先から同市同町同字アワラ二二六番一地先まで	前 後	二〇・七 二二・四	二五・〇 二五・〇	

岐阜県告示第三百九十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条第一項の規定により公告する。

平成二十八年六月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜・西濃建築事務所

位 置	幅員 （メートル）	延長 （メートル）	指定番号	年月日 指 定
揖斐郡池田町沓井字権現一一九六番四	六〇〇	三三〇	岐西建築第一〇一号の二五	平成 二六・二一
安八郡安八町南今ヶ淵字中筋五五四番四	五〇〇	三〇五	岐西建築第一〇一号の二六	同 二九
揖斐郡揖斐川町清水字兵庫野一〇九〇番七	五〇〇	九・九五	岐西建築第一〇一号の二七	同 三・八
山県市大字高富字夜鳥九二五番四	六〇〇	二四・二七	岐西建築第一〇一号の二八	同 二・元
瑞穂市横屋字中吹三五六番一四	五二	三〇・〇六	岐西建築第一〇一号の二九	同 三・六

中濃建築事務所

位 置	幅員 （メートル）	延長 （メートル）	指定番号	年月日 指 定
関市明生町三丁目四七番四	五〇〇	三・七三	中建築第三六号の一	平成 二六・二五
美濃加茂市下米田町小山字上井領九七八番四及び九七九番の一部	六〇五 六〇六	三・一六	中建築第三六号の二	同 三・四
美濃加茂市加茂野町今泉字畑中一〇七六番八	五〇〇 五〇一	三・五	中建築第三六号の三	同 三・三

東濃建築事務所

位 置	幅員 （メートル）	延長 （メートル）	指定番号	年月日 指 定
中津川市手賀野字下巾三三番一、三三番一六、四二番一三及び法定外公共物（水路）の一部	六〇了 六二〇	三三・三	東建築第七二号の一二	平成 二六・二一
中津川市中一色町二五七五番四九、一五七五番五〇、一五七五番五〇地先法定外公共物（水路）、一五七六番九八、一五七六番一〇一、一五七六番一〇一地先法定外公共物（水路）、一五七六番一〇六、一五七六番一〇七及び一五七六番一一二	四一〇	三三・六	東建築第七二号の一四	同 三・三
中津川市茄子川字堤下二〇八二番七七一及び二〇八二番七八三	六〇六	九・四〇	東建築第七二号の一五	同 三・一七

飛騨建築事務所

位 置	幅員 （メートル）	延長 （メートル）	指定番号	年月日 指 定
飛騨市古川町上町字久中三三三番一三	六〇〇	一九・五	飛建築第九四号の二	平成 二六・二五

（道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示三〇

岐阜県選挙管理委員会告示第五十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定について、次のとおり報告があったのでその旨告示する。

平成二十八年六月二十四日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定した施設

市町村名	施設の名 称	所 在 地	収容人 員
羽 島 市	羽島市竹鼻コミュニティセンター ターザル会室	羽島市竹鼻町730番地	100人
羽 島 郡 岐 南 町	岐南町中央市民センター学習 室	羽島郡岐南町八剣七丁目10 7番地	72人

岐阜県選挙管理委員会告示第六十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり名称の変更の報告があったので、その旨告示する。

平成二十八年六月二十四日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

名称の変更

変 更 後	変 更 前
株式会社アスコイン多治見 介護付有料老人ホーム 大坂苑生楽館	株式会社アスコイン坂祝 介護付有料老人ホーム 大坂苑生楽館

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年六月二十四日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成二十八年六月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年六月三日

二 届出者の氏名又は名称

三井住友ファイナンス&リース株式会社

三 建物の名称及び所在地

パロー大垣赤坂店

大垣市赤坂町字河原一七八番 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代 正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代 正美

多治見市大針町六六一番地の一

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第二百十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十八年六月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

1 調達物品の名称及び数量 岐阜県美術館で使用する電気 2.086.080KWh

- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成28年3月30日
- 4 落札者を決定した日 平成28年5月9日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市長区東新町1番地
中部電力株式会社
- 6 落札金額 30,938,216円
代表取締役社長 勝野 哲
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
(1) 部署の名称 岐阜県美術館総務部管理調整係
(2) 所在地 岐阜市宇佐四丁目1番22号

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十八年六月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

就任した役員

土地改良区	就任年月日	役名	氏名	住 所
揖斐川町	平成 六・三・三	理事	安藤 康雄	揖斐郡揖斐川町脛永 七八四番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十八年六月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住 所
関市木曾川右岸用水	平成 六・六・三	理事	尾関 健治	関市東田原 一〇九七番地
川右岸用水	平成 六・六・三	同	川村 坦	同 西田原 九一五番地三
水土地改良区	平成 六・六・三	同	桑畑 嘉彰	同 東田原 五九九番地
		同	神谷 淳彦	同 西田原 一〇四一番地
		同	神谷 元美	同 西田原 八八二番地二
		同	河村 武夫	同 同 二二五三番地二
		同	吉田 淳	同 同 一六六二番地
		同	石原 三郎	同 同 六五七番地三
		同	坂井 富雄	同 同 五九二番地八
		同	白田 徳博	同 同 三〇三番地
		同	吉田 宗弘	同 同 一九二番地
		同	大澤 敏夫	同 同 八一番地五
		同	野口 薫	同 同 三一七〇番地一
		同	早川 清治	同 同 二九一八番地一
		同	小森 宗雄	同 同 六六五番地
		同	渡邊 一郎	同 同 六六八番地
		同	瀬 政幸	同 同 八〇三番地一
		同	石原 民雄	同 同 七四五番地一

就任した役員

土地改良区	就任年月日	役名	氏名	住 所
関市木曾川右岸用水	平成 六・六・三	理事	尾関 健治	関市東田原 一〇九七番地
川右岸用水	平成 六・六・三	同	桑畑 嘉彰	同 同 五九九番地
水土地改良区	平成 六・六・三	同	石原 辰二	同 同 五九二番地七

試 験 名	試 験 区 分	採 用 予 定 人 員	<p>平成二十八年六月二十四日</p> <p>岐阜県人事委員会 委員長 廣 瀬 英 二</p> <p>この試験は、岐阜県警察官を採用するために行つたものです。 試験名、試験区分及び採用予定人員</p>															
			<p>平成二十八年年度岐阜県警察官A及び警察官B採用試験の実施</p> <p>地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、平成二十八年年度岐阜県警察官A及び警察官B採用試験を次のとおり実施します。</p>	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同					
			鈴木康氏	栗山清文	遠藤博	河村武夫	山本義樹	坂井政信	今瀬稔	大澤敏夫	小川鉄夫	鷺見詔章	東谷勝弘	河村真澄	石原民雄	宮本博美	神谷元美	西田原
			九三六番地一	八九八番地二	一〇四四番地	二二五三番地二	一六八七番地二	四七六番地	四四〇番地一	八一番地五	六〇七番地	三五四五番地	三三九六番地一	六九九番地一	七四五番地一	七八〇番地	八八二番地二	

試 験 区 分	受 験 資 格	警察官採用試験			
		警察官A (男性)	警察官A (女性)	警察官B (男性)	警察官B (女性)
		十人程	五人程	五人程	十人程
<p>二 職務内容</p> <p>警察官は、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の職務に従事します。</p> <p>三 受験資格</p> <p>次に掲げる者</p> <p>一 平成二十八年四月一日における年齢が三十一歳未満で、大学を卒業した者又は平成二十九年三月までに卒業する見込みの者</p> <p>二 人事委員会が一に掲げる者と同等の資格があると認める者</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験することができません。</p> <p>1 日本の国籍を有しない者</p> <p>2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）</p> <p>3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>4 岐阜県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者</p> <p>5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行い、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。</p>					

四 試験の日時、場所、方法及び合格者の発表

1 第一次試験

(一) 日時及び場所

平成二十八年九月十八日(日)午前八時三十分から、岐阜市、多治見市及び高山市において行います。

ただし、警察官A採用試験は、岐阜市のみで行います。

(二) 方法

(1) 教養試験

警察官A採用試験については、大学卒業程度の一般的知能(文章理解(英語を含む)、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力)及び一般的知識(社会、人文及び自然の知識)について、択一式による筆記試験を二時間三十分に行います。

警察官B採用試験については、高校卒業程度の一般的知能(文章理解(英語を含む)、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力)及び一般的知識(社会、人文及び自然の知識)について、択一式による筆記試験を二時間にわたって行います。

(2) 作文試験

表現力、思考力等について試験を行います。

なお、この試験は、第二次試験として評価します。

(3) 資格加算

英語、柔道又は剣道における資格の調査を行います(資格を証明する資料の写しの提出を求めます。)

(三) 合格者の発表

平成二十八年九月二十九日(木)(予定)に、県庁前及び警察本部庁舎前の掲示板並びに岐阜県公式ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者には書面により試験結果を通知します。

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成二十八年十月中旬から同年十一月上旬(予定)までの間に、岐阜市において行います。

なお、詳細については、第一次試験合格者に別途通知します。

(二) 方法

(1) 身体検査

次の基準により、職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて検査を行います。

検査項目	検査		基準	
	警察官A (男性)	警察官B (男性)	警察官A (女性)	警察官B (女性)
身長	一六〇センチメートル以上であること。	一六〇センチメートル以上であること。	一五〇センチメートル以上であること。	一五〇センチメートル以上であること。
体重	四七キログラム以上であること。	四七キログラム以上であること。	四三キログラム以上であること。	四三キログラム以上であること。
胸囲	七八センチメートル以上であること。	七八センチメートル以上であること。	七八センチメートル以上であること。	七八センチメートル以上であること。
視力	両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。			
色覚	職務遂行に支障がないこと。			
その他	職務遂行に支障のない身体的状況であること。			

(2) 体力検査

敏しよ性、柔軟性、筋力及び持久力について検査を行います(検査予定種目 五指関節、開眼片足立ち、反復横跳び、立ち幅跳び、上体起こし、腕立て伏せ、握力、二〇メートルシャトルラン)。

(3) 口述試験

人物について個別面接による試験を行います。

(4) 集団討論試験(警察官Aに限る。)

社会性、協調性、指導力、説得力等について集団討論による試験を行います。

(5) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

(6) 身体精密検査

職務遂行に必要な健康状態を有するかどうかについて検査を行います（所定の身体検査書の提出を求めます。）。

3 最終合格者の発表

第一次試験及び第二次試験の成績並びに受験資格等の調査結果に基づいて最終合格者を決定し、平成二十八年十一月下旬（予定）に県庁前及び警察本部庁舎前の掲示板並びに岐阜県公式ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験の受験者全員に書面により合否結果を通知します。

五 合格から採用まで

1 この試験の最終合格者は、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に登載された後、警察本部長からの請求に応じて提示され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、原則として平成二十九年四月一日です。ただし、名簿の有効期間は、原則として名簿確定後一年であり、名簿に登載された者が全て採用されるとは限りません。

2 採用決定後は警察学校に入校し、大学卒業者は六か月間、短大卒業者、高校卒業者等は十か月間の初任教養を受けた後、それぞれの任地で勤務に就きます。

六 給与等

平成二十八年新採用者の初任給は、大学卒業者が二十万九千九百円、短大卒業者が十九万二千円、高校卒業者が十七万六千九百円で、原則として毎年一回定期昇給するほか、民間企業等における職歴を有する場合は、一定の基準により給与が加算されます。

また、該当者には、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

七 受験手続

1 申込書の入手方法

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県警察本部警務課、県内の各警察署、岐阜県東京事務所、各県事務所等で配布するほか、岐阜県公式ホームページから入手することができます。

岐阜県公式ホームページのアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/police/gifuken-keisatu/saiyo/>

また、申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った返信用封筒（宛先明記の角形二号封筒）を同封の

上、岐阜県警察本部警務課へ請求してください。

2 受験の申込方法

申込書に必要な事項を記入の上、岐阜県警察本部警務課へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に受験する試験区分（「警察官A（男性）受験」、「警察官A（女性）受験」、「警察官B（男性）受験」又は「警察官B（女性）受験」）を朱書きし、特定記録郵便又は簡易書留により、〒五〇〇 八五〇一（住所不要）岐阜県警察本部警務課宛てで、郵送してください。

なお、受験票は申込受付後に郵送しますので、必ず申込前六か月以内に撮影した写真（上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル）を指定された場所に貼り、第一次試験当日に持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十八年七月十五日（金）から同年八月十六日（火）までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、日曜日、土曜日及び祝日は除きます。

郵送の場合は、平成二十八年八月十六日（火）までの消印があるものに限り受け付けます。

八 試験結果の提供

第一次試験又は第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

九 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局（電話〇五八 二七二 八七九六）、岐阜県警察本部警務課（電話〇五八 二七二 二四二四 内線二六三三）又は県内の各警察署へ問い合わせてください。